

---

プロジェクト      **ASAF 対応**

項目                      **2015 年 アジェンダ協議**

---

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、IASB から 2015 年 8 月 11 日に公表された意見募集「2015 年 アジェンダ協議」（コメント期限：2015 年 12 月 31 日）（以下「本協議文書」という。）について、概要をご説明させていただくとともに、これに対する当委員会の対応（案）についてご意見をいただくことを目的として作成している。なお、本資料の補足資料として、本協議文書を仮訳したものを参考資料（審議事項(2)-2 参考資料）として配布している。
2. 本協議文書については、これまで、2015 年 8 月 26 日に開催された当委員会において概要の説明を行ったほか、予備的なご意見等をいただいている（当委員会で示された意見等については、本資料 別紙 1 参照）。

## II. アジェンダ協議文書の概要

3. 本協議文書は、財務報告に関心を有する者から、次の点について見解を聴取するために公表されたものである。
  - (1) IASB の戦略的な方向性と作業計画のバランス
  - (2) アジェンダ協議を行う間隔として、3 年間が適切か
4. IFRS 財団のデュー・プロセスハンドブックにおいて、IASB は、3 年ごとに作業計画について公開協議を行うこととされている<sup>1</sup>。IASB は、2011 年に第 1 回目のアジェンダ協議を行っており、今回のアジェンダ協議は 2 回目のものである。本協議文書では、2016 年中旬から 2020 年中旬までの IASB の作業計画<sup>2</sup>等について関係者の見解を求めている。
5. 本協議文書では、次に関する記載がされている。
  - (1) IASB の基準設定に関するアプローチ

---

<sup>1</sup> IFRS 財団のデュー・プロセスハンドブック 4.3 項から 4.5 項を参照。

<sup>2</sup> 本アジェンダ協議文書では、IASB の作業計画以外（教育活動や IFRS タクソノミーに関する活動）については見解を求められておらず、これらは IFRS 財団から公表されている意見募集文書「体制とその有効性に関する評議員会のレビュー：レビューにあたっての論点」で見解を求められている。

- リサーチプロジェクト
  - 基準レベルのプロジェクト
  - 維持管理及び適用に関するプロジェクト
  - 基準適用後のレビュー
- (2) IASB の作業計画
- IASB の作業計画について、2011 年に行われたアジェンダ協議が 2012 年から 2015 年の作業計画にどのように反映されたかに関する説明
  - 2015 年 7 月末から 2020 年半ばまでの期間を対象として、現時点で予定されているプロジェクトに関する進捗や完了の見通し（以下 5 つのカテゴリーに区分）
    - ・ リサーチプロジェクト
    - ・ 基準レベルのプロジェクト
    - ・ 概念フレームワーク
    - ・ 開示に関する取組み
    - ・ 維持管理及び適用に関するプロジェクト
- (3) IASB の作業計画に関する質問
- (4) アジェンダ協議の頻度
- (5) 別紙：リサーチプログラムの概要、IFRS 財団から公表されている意見募集文書に記載されている質問項目

### III. IASB の作業計画とそれに対する質問

#### IASB の作業計画

6. 本協議文書では、「IASB の作業計画」について、次の説明がされている。
- (1) 2015 年から 2020 年において、各カテゴリーに必要なリソースは次のように変化することが見込まれている。

表 1：2015 年から 2020 年において、各カテゴリーに必要なリソースの見込み

区 分	2015 から 2020 年に必要なリソース
リサーチプロジェクト	増加が見込まれる（リサーチプログラムを増加させるため）。
基準レベルのプロジェクト	大きな変化は見込まれていない。

区 分	2015 から 2020 年に必要なリソース
ト	
概念フレームワーク	概念フレームワークの完了が見込まれる 2017 年からは大幅に減少することが見込まれる。
開示に関する取組み	幾つかのプロジェクトが完了するにつれて、一定程度減少していく可能性がある。
維持管理及び適用に関するプロジェクト	大きな変化は見込まれていない。

- (2) 2015 年 7 月末において、現在進行中のリサーチプロジェクト及び基準レベル及びその他の主要なプロジェクトは、次のとおりである。

表 2 : 2015 年 7 月末におけるリサーチプロジェクトの一覧<sup>3</sup>

プロジェクトの段階	プロジェクト
評価段階	事業の定義
	割引率
	のれん及び減損
	法人所得税
	汚染価格設定メカニズム（以前の排出量取引スキーム）
	退職後給付（年金を含む）
	基本財務諸表（以前の業績報告）
	引当金、偶発負債及び偶発資産
	株式に基づく報酬
開発段階	共通支配下の企業結合
	開示に関する取組み——開示原則
	動的リスク管理
	持分法
	資本の特徴を有する金融商品
休止中	採掘活動／無形資産／研究開発（R&D）
	外貨換算
	高インフレ

<sup>3</sup> IASB は、表 2 に記載したほかに、IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」についてもリサーチプロジェクトに着手すべきかについて検討を行っている。

表3：2015年7月末における基準レベル及びその他の主要なプロジェクトの一覧

デュー・プロセスの段階	プロジェクト
基準を公表予定	保険契約
	リース
公開草案を公表済み	概念フレームワーク
公開草案を公表予定	開示に関する取組み——会計方針及び見積りの変更
	開示に関する取組み——重要性に関する実務記述書
ディスカッション・ペーパーを公表済み	動的リスク管理
	料金規制対象活動 <sup>4</sup>
ディスカッション・ペーパーを公表予定	開示に関する取組み——開示原則

(3) 作業計画における個別のプロジェクトについて優先順位付けを行い、必要なリソースを配分するうえで、IASBは、次の点を含め、様々な要因を勘案する。

- ① 財務報告書の利用者にとっての当該事項の重要度
- ② 解決すべき問題の緊急性
- ③ 他の進行中のプロジェクト又は潜在的なプロジェクトとの関係
- ④ 解決すべき問題の複雑性及び広がり、並びに解決策を開発し得る可能性
- ⑤ 利害関係者が提案に対応することが可能か（個々の提案への対応と作業計画全体への対応の双方）
- ⑥ 作業計画の全体的なバランスと、最終的に基準レベルのプログラムに進む可能性のある進行中のリサーチプロジェクトにおける全体的なバランス
- ⑦ IASBメンバーにとって十分な時間が確保できるか、及び、スタッフのリソースが十分に確保できるか

### IASBの作業計画に関する質問

7. 本協議文書では、IASBの作業計画について、次の点について見解が求められている。

- (1) プロジェクトのバランス：IFRS財団のリソースを本資料第6項(1)に記載した5つのカテゴリーに割り当てる際、IASBはどのような要素を考慮すべきか。
- (2) リサーチプロジェクトについて、次の点について、どう考えるか。

<sup>4</sup> IASBは、料金規制対象活動に関する2回目のディスカッション・ペーパーを公表する予定である。

- ① リサーチプログラムに新たなプロジェクトを加えるべきか。加えれば、どのプロジェクトか、その理由は何か。また、追加するプロジェクトを進めるために、現在進行中のどのプロジェクトについて優先順位を引き下げるべきか。
  - ② リサーチプログラムから、外貨換算及び高インフレのプロジェクトを削除すべきか。賛成又は反対の理由は何か。
  - ③ 他にリサーチプログラムから削除すべきプロジェクトはないか。
- (3) リサーチプログラムの各プロジェクトについて、相対的な重要度（高・中・低）及び緊急度（高・中・低）について、どのように考えるか。なお、特にランクを高又は低とした項目について、どのような理由によるものか。
  - (4) 主要なプロジェクトに関する IASB の現在の作業計画について、コメントがあるか。
  - (5) IASB と IFRS 解釈指針委員会は、利害関係者のニーズを満たすために、適切な方法で十分な導入支援の取組みを行っているか。
  - (6) IASB の作業計画は、全体として、適切なペースで基準の変更がされ、原則主義の基準設定に適切な程度で詳細な基準の開発につながっているか。それは、どのような理由によるものか。
  - (7) IASB の作業計画について、他に何かコメントはあるか。

#### IV. アジェンダ協議の頻度

8. IASBは、主要プロジェクトを進める場合、リサーチから基準設定プロジェクトまで完了させるためには、通常、3年超の期間を要する。このため、本協議文書では、関係者の一部から3年ごとではアジェンダ協議のサイクルとして短すぎ、5年ないし7年サイクルにすべきという見解も聞かれていることが示されたうえで、アジェンダ協議の頻度を5年ごとにすることが提案されており、賛否とその理由が求められている。

#### V. 当委員会の対応（案）

9. 本アジェンダ協議文書については、2015年10月に開催予定の会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF）会議において、議題とされる予定である。このため、本日の委員会及びASAF対応専門委員会（9月14日に開催予定）において主な対応について予備的な議論を行うとともに、今後、国内関係者と協議のうえ、コメントレターの提

出に向けてさらに審議を行うことを予定している。

10. 以下において、次回の ASAF 会議における当面の対応について検討するため、IASB の作業計画に関する質問に対するコメント（案）とアジェンダ協議の頻度に関する質問に対するコメント（案）についてそれぞれ記載する。

#### IASB の作業計画に対するコメント（案）

11. 次回 ASAF 会議において、IASB の作業計画に関する質問に対して、それぞれ、次の方向でコメントをしてはどうか。

質問 1：プロジェクトのバランス：IFRS 財団のリソースを本資料第 6 項(1)に記載した 5 つのカテゴリーに割り当てる際、IASB はどのような要因を考慮すべきか。

##### （コメント案）

- 協議文書に記載されている要因（本資料第 6 項(3)参照）について、特に異論はない。ただし、これらの要因の考慮に当たっては、有用性（①、②、④）と制約（③、⑤、⑥、⑦）に分けて整理してはどうか。

質問 2-1：リサーチプログラムに新たなプロジェクトを加えるべきか。加えるとすれば、どのプロジェクトか、その理由は何か。また、追加するプロジェクトを進めるために、現在進行中のどのプロジェクトについて優先順位を引き下げるべきか。

##### （コメント案）

- のれんについて、次の理由から、リサーチプロジェクトでなく、基準設定プロジェクトに進むべきと考える。
  - ・ IASB は、IFRS 第 3 号の基準適用後のレビューを行っており、のれんの会計処理については、情報募集文書の質問に対して、関係者から適用経験を踏まえて多くのコメントが示されており、フィードバック文書においても優先順位を「高い」と位置付ける旨が示されていること
  - ・ のれんについては、これまで当委員会/欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) / イタリア会計基準設定主体 (OIC) のリサーチ等を通じて、既に多くのリサーチが行われており、関係者からのフィードバックも十分に得られていること
  - ・ 米国財務会計基準審議会 (FASB) も同プロジェクトについて取り組んでおり、国際的なコンバージェンスを確保する観点から、IASB による取組みが重要と考えられること
- 研究開発については、次の理由から、少なくとも、休止状態とすべきではないと考える。

- ・ 我が国関係者から開発費を資産計上することによる財務情報の目的適合性について疑義が示されていること<sup>5</sup>
- ・ 当委員会が実施した年次報告書の調査においても、企業によって重要なバラツキが検出されたこと

(注) ただし、関係者から指摘されている課題に対応するために、具体的にどのような提案を行うかについては、今後、当委員会において検討のうえ、コメントレターの提出に向けて見解を形成する必要があると考えられる。

質問 2-2：リサーチプログラムから、外貨換算及び高インフレのプロジェクトを削除すべきか。賛成又は反対の理由は何か。

**(コメント案)**

- 外貨換算について、次の理由から、限定的な基準の見直しプロジェクトを行うことを条件として、リサーチプロジェクトから削除することに同意する。
  - ・ IFRSにおける機能通貨の決定方法について、一部の関係者から強い懸念が示されているが、当該懸念は、比較的短期の限定的なプロジェクトによって解決し得ること<sup>6</sup>
  - ・ 外貨換算については、多くの概念上の論点はあるが、他に多くのリサーチ項目があり、全体的なバランスの観点からは、優先順位は相対的に低いと考えられること
- 高インフレについては、少なくとも我が国において当面想定できない状況であるため、リサーチプロジェクトから削除することに同意する。

質問 2-3：他にリサーチプログラムから削除すべきプロジェクトはないか。

**(コメント案)**

- 割引率については、次の理由から、削除することが考えられる。
  - ・ プロジェクトの目的が明確でないため、少なくとも、プロジェクトの目的を明確化すべきである。仮にプロジェクトの目的を事実関係の調査とすれば、既に目的は達成されており、追加的にリソースを投入する必要性は相対的に低いと考えられる。

質問 3：リサーチプログラムの各プロジェクトについて、相対的な重要度（高・中・低）

<sup>5</sup> 『修正国際基準』の公表にあたってにおける開発費の資産計上に係る記載の内容は、別紙2を参照。

<sup>6</sup> 『修正国際基準』の公表にあたってにおける機能通貨に係る記載の内容は、別紙2を参照。

及び緊急度（高・中・低）について、どのように考えるか。なお、特にランクを高又は低とした項目について、どのような理由によるものか。

（コメント案）

- リサーチプログラムの各プロジェクトについて、次のように緊急度と重要性を位置づけてはどうか。

緊急度 重要性	高	中	低
高	のれんと減損 開示	基本財務諸表 持分法 負債と資本 研究開発費	引当金等
中	退職後給付	事業の定義 動的リスク管理 汚染物価格排出メカニズム 株式報酬	共通支配下の企業結合
低		法人所得税	割引率

（注）重要性と緊急性を基礎とする各プロジェクトの位置づけを記載するにあたっては、主に次の事項を考慮している。

(1) 重要性

- ・ これまでに示されてきた関係者（我が国関係者を含む）からの関心の高さ
- ・ 当該プロジェクトが企業の財務報告に与える影響の大きさ（深さ）
- ・ 当該プロジェクトの帰趨が与える影響の広がり

(2) 緊急性

- ・ これまでに示されてきた関係者（我が国関係者を含む）からの緊急性に関する見解



- ・ 識別されている課題に対応するために今後必要と考えられる調査の内容及び性質
- ・ FASB の作業計画

質問 4: 主要なプロジェクトに関する IASB の現在の作業計画について、コメントがあるか。

**(コメント案)**

- 保険契約のプロジェクトについては、最終化に先立ち、フィールドテストを行うことを含め、十分なプロセスを経ることが必要と考えられる。
- 料金規制事業の会計処理については、基準開発に関するコストベネフィットの観点からは、開示のみのプロジェクトとした方が適当と考えられる。
- 開示イニシアティブ会計方針の変更と会計上の見積りの変更については、独立の基準設定プロジェクトとされているが、開示原則プロジェクトの一環として議論すべきと考える。

質問 5: IASB と IFRS 解釈指針委員会は、利害関係者のニーズを満たすために、適切な方法で十分な導入支援の取組みを行っているか。

**(コメント案)**

- IASB 及び IFRS 解釈指針委員会による IFRS 導入支援の取組みは概ね適当と考えられる。しかし、今後も初度適用企業があることが想定されることから、初度適用企業の取扱いを軽視することなく、そのニーズに一層注意を払って、基準開発を行うべきと考えられる。

質問 6: IASB の作業計画は、全体として、適切なペースで基準の変更がされ、原則主義の基準設定に適切な程度で詳細な基準の開発につながっているか。それは、どのような理由によるものか。

**(コメント案)**

- IFRS の基準変更のペースについては、一部の関係者から早急に変わりすぎるとい  
う見解が示されているが、2011 年頃の状況と比較すると、全体としては、適切な  
ペースになってきていると考えられる。また、我が国の関係者からは、収益認識  
基準やリース会計基準等、比較的大きなプロジェクトについて適用日を合わせる  
べきというコメントよりも、個々の基準の円滑な適用を担保するために必要な準  
備が行えるよう、十分な期間を確保することが必要というコメントが多く示され  
ている。
- IFRS においては、非常に詳細になっている基準 (IFRS 第 15 号「顧客との契約か

ら生じる収益」等)がある一方、原則しか示されていないような基準もあり、基準の詳細さについて一貫性に欠けるのではないか。

質問7: IASBの作業計画について、他に何かコメントはあるか。

**(コメント案)**

- 基準適用後のレビュー(PIR)について、次の点について明確化すべきと考えられる。
  - ・ PIRを行う対象の選定基準が不明確である。PIRを実施するにあたって、スタッフのリソース等を踏まえる必要があり、機械的に対象を決定することが困難な点は理解するが、どのような要素を踏まえて対象を決定すべきかについて一層検討を行ったうえで、それを明示することが望まれる。
  - ・ PIRで得られたフィードバックによって、関係者から十分なフィードバックが得られたと判断された場合、基準設定プロセスに進み得る点について明確化すべきと考えられる。
- 各国基準設定主体等によるリサーチの結果をIASBの基準設定で積極的に活用する旨、及び活用する場合の方法について明確化が必要と考えられる。

**アジェンダ協議の頻度に対するコメント(案)**

質問8: 個別の主要なプロジェクトの完了に必要な時間を考慮して、IASBは、アジェンダ協議を、現在要求されている3年ごとではなく、5年ごととすることが適切であると提案している。これに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような間隔を提案するか。その理由は何か。

**(コメント案)**

12. 次の3つを条件として、3年サイクルから5年サイクルとすることに同意する旨をコメントしてはどうか。
- (1) IASBが各国のニーズを適時に把握するとともに、アジェンダが全体としてバランスの取れたものとなることを確保するため、ASAF会議において少なくとも年に1回の頻度でIASBのアジェンダについて検討するセッションを設けること。これによって、アジェンダが常に最新でバランスの取れたものとなることが期待しうる。
  - (2) IFRS-AC会議においても、同様のセッションを設けること。これによって、ASAF会議に出席していない国からのニーズも識別できると考えられる。
  - (3) アジェンダ協議を経ずとも基準設定プロジェクト(及びリサーチ・プロジェクト)を行い得る旨について明らかにすること。これによって、アジェンダ協議のサイ

クルを長期にすることにより想定される懸念を緩和しうると考えられる。

(理由)

- 中規模なプロジェクトであっても3年では終わらないため、3年後に行うアジェンダ協議が経過報告のような位置づけとなってしまうこと
- 特に新議長としてIASBの活動と直接関係ない者が選任された場合、アジェンダ協議は同議長が優先順位付けを考えるうえで不可欠なプロセスと考えられるため、IASB議長の任期(5年×2期)と整合させることが望ましいと考えられること
- ASAFメンバーは主要国から構成されており、ASAF会議において年次でアジェンダのレビューを行う方が、アジェンダが適時なものとなっている旨を担保する目的に適うと考えられること
- アジェンダ協議の過程で関係者からIFRS財団の体制等の見直しに関連するような指摘がされることがあり得る。このため、アジェンダ協議のサイクルとIFRS財団の体制等の見直しサイクルは整合していることが望ましいと考えられること

ディスカッション・ポイント

本協議文書及び当委員会の対応(案)について、ご質問やご意見があればいただきたい。

以上

### 委員会（2015年8月26日開催）において示された意見等

2015年8月26日の委員会においては、主に次のようなご発言があった。

#### 本協議文書への当委員会の対応

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 前回2011年のアジェンダ協議の際は、外部の団体と幅広く意見交換をしたうえで当委員会としての対応を検討したが、今回のアジェンダ協議においては、どのように対応していく方針か。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 我が国関係者から整合性のある意見発信がなされることは重要と考えているが、前回のアジェンダ協議以降、修正国際基準の開発過程において関連する議論がされてきた。こうした経緯も踏まえ、今回のアジェンダ協議への対応について、どのような方法が適切かについて今後検討していきたい。

#### アジェンダ協議の頻度

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - アジェンダ協議によって新たなプロジェクトを追加しても、主要プロジェクトについては、通常、3年でプロジェクトを完了させることはできない。このため、アジェンダ協議のサイクルとして3年は短すぎると考える。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- アジェンダ協議の間隔として3年サイクルでは短いという面はある一方、IASBの議論では、関係者から提起された論点をアジェンダに追加するために、アジェンダ協議を経ることを要件とする傾向もみられる。このため、アジェンダ協議の頻度については、そうした点も念頭に置きつつ、検討を考える必要がある。また、各国で生じている最新の問題意識に適切に対応するためには、数年に一回のアジェンダ協議だけでは不十分と考えられ、どのような仕組みが適切かについて議論していく必要もあると考えられる。

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - アジェンダの決定にあたっては、本来、直近の問題意識に対応するために、機動的にインプットがなされる仕組みが必要であり、ASAF会議の活用も検討すべきと考えられる。仮に、IASBがアジェンダの決定をアジェンダ協議によるだけで対応するのであれば、アジェンダ協議の間隔を3年から5年に延長することには慎重

であるべきである。

#### 本協議文書における個別の質問事項への対応

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 本協議文書において、「IASB の作業計画が、原則主義の基準設定に適切な程度で詳細な基準の開発につながっているか」という趣旨の質問がなされている。IFRS においては、基準が過度に詳細と考えられるものがある一方、原則しか定められておらず十分詳細でない基準もあり、重要な論点である。
  - 本協議文書において、「動的リスク管理の会計処理」は、リサーチプロジェクトとされているように見受けられる。本プロジェクトが困難であることは承知しているが、現行の会計基準におけるヘッジ会計の複雑性への対応についてニーズが高いことを踏まえると、優先度を高めることを主張すべきではないか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 「動的リスク管理の会計処理」については、現在、プロジェクトの位置づけが必ずしも明確でなく、本協議文書においても、リサーチプロジェクトの1つとされている一方で、基準レベルのプロジェクトの説明において主要なプロジェクトの1つとしても位置付けている。
  - ある委員より、次のコメントがあった。
    - 本協議文書では、米国財務会計基準審議会（FASB）と共同で基準開発を進めることについて言及がない。この点について、コメントすべきか検討が必要ではないか。
- これに対して、事務局より、次の回答がなされた。
- IASB が FASB と共同で基準開発を進めていくべきか否かについては、IFRS 財団の意見募集「体制とその有効性に関する IFRS 財団評議員会のレビュー：レビューにあたっての論点」（以下「IFRS 財団の意見募集文書」という。）とも関連するため、ご意見を踏まえ、両文書への対応を検討していきたい。
  - ある委員より、次のコメントがあった。
    - 本協議文書において、のれんの会計処理が評価段階のリサーチプロジェクトとされている。のれんの会計処理については、適用後レビューにおいて特に検討を行うことが必要とのフィードバックが得られた項目であり、改めて意見募集を行うことなく、アジェンダとして位置付けるべきと考えられる。この点について、引き続き主張していくべきである。

ある委員より、次のコメントがあった。

- 適用後レビューについて、フィードバックが得られた後の手続が明確ではなく、この点について、コメントしていくべきではないか。

これらに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 適用後レビューについては、IFRS 財団の意見募集文書にも関連することから、ご意見を踏まえ、両文書への対応を検討していきたい。

- ある委員より、次のコメントがあった。

- 前回のアジェンダ協議に対して、我が国の関係者から一体となって意見発信がされるように取組みを行ったが、当期純利益の概念についても、のれんや開発費の資産計上についても、IASBは十分対応していない印象がある。これらの課題は重要であり、優先度を高めるよう引き続き働きかけを行っていくべきである。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 当委員会は、前回のアジェンダ協議に対し、概念フレームワーク、開示要求、のれんの会計処理の見直しなどについて優先的に検討すべきである旨を主張し、これらの論点については、IASBにおいて一定の対応がなされていると評価しうる一方、開発費と機能通貨に関しては、休止中のプロジェクトとされている。本協議文書へのコメント作成にあたっては、こうした点を踏まえ対応を検討していきたい。

## 「『修正国際基準』の公表にあたって」における記載

2015年6月30日にASBJが公表した『修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）』の公表にあたって」では、「削除又は修正」を行わずに採択した項目のうち、会計基準に係る基本的な考え方の相違や実務上の困難さに照らして特に多くの懸念が寄せられた項目の説明が記載されている。

当該説明のうち、開発費の資産計上及び機能通貨に係る記載は、次のとおりである。

### 開発費の資産計上

9. IAS第38号では、研究局面での支出は、発生時に費用として認識し、資産を認識してはならないとされている。他方、開発局面では、企業がIAS第38号第57項に規定されている要件のすべてを立証できる場合には、資産を認識しなければならないとされている。
10. 開発費の資産計上について、次の理由から、IFRSの取扱いについて懸念する意見が聞かれた。
  - (1) 収益獲得の不確実性が高い開発費を資産計上しても有用な情報を提供しないと考えられる。
  - (2) 一般的に、相当程度の支出が費用処理された後でなければ、認識規準を満たすための技術的な実行可能性や将来の経済的な便益の創出等を立証できないと考えられるため、資産計上される原価は研究開発費に関する支出のうちごく限定的なものとなり、情報の有用性に疑問がある。

### 機能通貨

11. IAS第21号では、機能通貨は、「企業が営業活動を行う主たる経済環境における通貨」とされる。機能通貨は、いくつかの要因を考慮して決定することとされており、営業上のキャッシュ・フローなどの優先的に考慮すべき要因と追加的に考慮すべき要因といった要因間のヒエラルキーがある。
12. 機能通貨について、次の理由から、IFRSの取扱いについて懸念する意見が聞かれた。
  - (1) 営業上のキャッシュ・フローは、企業のキャッシュ・フローを生み出す主要な源泉であるものの、資金調達により資金が創出されるときに通貨及び機能通貨以外

の通貨も含めた営業活動の結果に課される親会社所在地国の税金支払や株主への配当の源泉として留保する通貨も、機能通貨を判断するうえでは、重要な要因となる場合があると考えられる。したがって、営業上のキャッシュ・フローを優先するのではなく、すべての主要な要因を総合的に判断するように IAS 第 21 号の規定におけるヒエラルキーを見直すことを求めるべきである。

- (2) 親会社所在地国の通貨が機能通貨と異なる場合、企業の内部管理を反映しない財務報告を行うこととなる問題があり、また、親会社所在地国の税法や会社法（配当可能利益の算出）が機能通貨を容認していない場合、複数の通貨をベースとする帳簿を用意する必要があり、便益に見合わない多大なコストが生じる。

以 上